

- 第1条 (名称)
本会の名称は、本郷第三地区社会福祉協議会という。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所は、会長宅とする。
- 第3条 (目的)
本会の目的は、本郷第三地区の社会福祉の推進を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業)
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 地域福祉を目的とする事業に関する調査及び研究。
(2) 地域福祉を目的とする事業に関する企画及び実施。
(3) 地域福祉を目的とする事業に関する連絡調整。
(4) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成。
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第5条 (会員)
会員は、本郷第三地区内の次に掲げる会員をもって構成する。
(1) 住民の代表者である町内会長・自治会長
(2) 社会福祉関係機関及び団体の代表者
(3) 社会福祉施設機関及び団体の代表者
(4) その他社会福祉に関係ある団体の代表者
(5) 民生委員・児童委員
(6) 社会福祉に感心が深く、本会の趣旨に賛同する個人及び団体の代表者
- 第6条 (入会)
新規会員として入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、役員会の承認を得て会員とする。
- 第7条 (退会)
(1) 本人から申し出があつた場合
(2) 会員たる資格を失つた場合
- 第8条 (役員)
本会に次の役員を置き、総会で推薦、または互選する。
(1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 2名
(3) 理 事 若干名
(4) 監 事 2名
(5) 事務 局長 1名
(6) 会 計 1名
但し、監事は他の役員を兼ねてはならない。
- 第9条 (任期)
役員任期は2年とする。
但し、欠員補充の役員任期は前任者の残任期間とする。
役員は再任されることが出来る。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会の運営に当たる。
- (4) 監事は、毎年1回以上会の会計につき監査する。
- (5) 事務局長は、会長の意向を受け会務を処理する。
- (6) 会計は、会計事務を処理する。

第11条 (会議)

本会の会議は総会及び役員会とする。

- (1) 会議は会長が招集し、会長が議長を務める。
 - ① 災害時、会長が必要と認めた場合、書面表決書を以って会議を招集することができる。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席を以って成立する。
役員会は、役員の過半数の出席を以って成立する。
- (3) 会議の議決は、出席者の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。
 - ① 書面表決書は、会員の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。
 - ② 書面表決書の結果は、役員会の承認を得るものとする。
- (4) 総会は、定例会を年1回開催する。
但し、会長が必要と認めた場合、臨時に開催する事が出来る。
- (5) 総会においては、次の事項を審議する。
 - ① 事業計画及び予算に関すること。
 - ② 事業報告及び決算に関すること
 - ③ 規約の改廃。
 - ④ 役員の選任。
 - ⑤ その他、上記の事項に順ずる重要事項。
- (6) 役員会は、必要に応じて開催し重要事項につき審議

第12条 (会計)

本会の経費は、会費、市・区社会福祉協議会からの補助金・助成金、各町内会・自治会会費、事業収入、寄付金等をもってこれに当てる。

第13条 (会計区分)

この会の会計は、一般会計の外、必要に応じ特別会計を設け処理する。

第14条 (会計年度)

この会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第15条 (財産の管理)

この会の財産は、役員会の定める方法により、会長が管理する。

第16条 (細則)

本会の運営について必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。

付 則 この会則は、平成8年6月29日から施行する。

平成15年5月31日一部改定

平成16年4月24日一部改定

平成17年4月30日一部改定

令和3年4月24日一部改定